

新型コロナウイルス感染症支援策

生活支援 (個人向け)	特別定額給付金 1人あたり10万円給付	令和2年4月27日時点で、住民基本台帳に記載されている人1人につき、10万円を世帯主に給付(郵送申請の受付開始日から3か月以内)	問合せ ㊦特別定額給付金室 (☎内線2504)
	緊急小口資金等の貸付(特例) 一時的に生計の維持が困難になった場合	貸付対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業などにより生活資金でお悩みの人に向けた緊急小口資金などの特例貸付	問合せ 安中市社会福祉協議会 (☎382-8397)
	徴収猶予特例制度 納期限の猶予制度	感染症の影響による収入減・事業所得減などの事情で納期限までに納付することが困難な場合の納税猶予制度	問合せ ㊦収納課収納整理係 (☎内線1082)
	子育て世帯への臨時特別給付金 児童1人あたり2万円給付	給付額：児童1人あたり2万円(国から1万円+市から1万円) 児童手当(本則給付)受給者 ・令和2年4月分(3月分を含む)を受給する世帯	問合せ ㊦子ども課子ども育成係 (☎内線1164)
ひとり親等世帯給付金 受給者1人あたり2万円給付	給付額：受給者1人あたり2万円 児童扶養手当受給者 ・令和2年3月分か4月分を受給する世帯		
事業者支援 (事業者向け)	中小企業者経営支援助成金 1事業者あたり10万円を助成	中小企業者を支援するため、助成金10万円を交付※ 対象業種：運輸業(道路旅客運送業、道路貨物運送業)、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業	問合せ ㊦地域創造課商工労働係 (☎内線2621)
	中小企業者金融支援 小口資金における信用保証料の全額と利子額3年間分を助成	1か月の売上が前年同月比で10%以上減少している事業者へ小口資金の信用保証料の全額と支払った利子額の3年間分を助成	
	事業継続給付金 事業者の事業継続のため給付金を交付	事業収入が前年と比べ30%以上減少した事業者の事業継続を支援するため、給付金を交付※ 法人事業者は20万円、個人事業者は10万円	

※…詳細は、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

その他、国・県・市ではさまざまな支援策があります。随時、市ホームページに掲載しますので、ご覧ください。



(市ホームページ)

新型コロナウイルス関連電話相談

群馬県新型コロナウイルスコールセンター
 (☎0570-082-820)
 (平日・休日問わず、午前9時～午後9時)

安中市新型コロナウイルスコールセンター
 (☎027-382-1111)
 (平日 午前8時30分～午後5時)

安中市DV電話相談
 (☎027-329-6646)
 (月・火・木・金 午前9時～午後4時)

DV相談+
 (☎0120-279-889)
 (午前9時～午後9時)

チャイルドライン
 18さいまでの子どもがかかるでんわ
 (☎0120-99-7777)
 (午後4時～9時)

給付金を装った詐欺にご注意ください!
 給付金に関して、ATMの操作や手数料の振込を求めることは、絶対にありません。市や総務省などをかたった不審な電話や郵便、メールが届いたら、消費生活センターや警察署にご連絡ください。
 ・安中市消費生活センター(☎027-382-2228)
 ・安中警察署(☎027-381-0110)
 ・群馬県警察振り込め詐欺被害防止ホットライン(☎027-224-5454)